

平成16年 決算審査特別委員会会議録

平成16年 1月15日(木曜日)

開 会 午前10時01分

閉 会 午前10時58分

議事日程

1. 平成14年度白老町各会計及び企業会計の決算審査について
審査方法及び審査日程等について
-

会議に付した事件

1. 平成14年度白老町各会計及び企業会計の決算審査について
審査方法及び審査日程等について
-

出席議員(7名)

委員長	加藤正恭君	副委員長	氏家裕治君
	小西秀延君		熊谷雅史君
	鈴木宏征君		土屋かつよ君
	谷内勉君		

欠席議員(1名)

吉田正利君

職務のため出席した事務局職員

事務局長	山崎宏一君
主 幹	中村英二君

開会の宣告

○委員長（加藤正恭君） 皆さん、おはようございます。ちょっと遅れましたけれども、初めての方もおられるかと思いますが、明けましておめでとうございます。本年もよろしくどうぞお願いいたしたいと思います。

ただ今から、決算審査特別委員会を開催いたしたいと思います。

本委員会については傍聴を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤正恭君） ご異議なしと認めます。よって、委員会条例第16条の規定により、委員長において傍聴を許可いたしたいと思います。

平成14年度白老町各会計及び企業会計の決算審査について

委員長（加藤正恭君） 次に、本日の委員会の日程に入りますが、その前に私から委員長として一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

初めて議員になられ、また、初めて決算審査特別委員会のメンバーになられた方々が多いようでございます。決算審査というものはどういうものか、ついて簡単にですね、私の方からお話申し上げてみたいなというふうに思いますので、挨拶を兼ねてお話し申し上げたいと思います。

決算審査特別委員会。これはあの、議会も監査委員もですね、共に法律で定められて権限に従ってですね、町長の予算執行が議会の議決のとおり忠実に、公正に、また適法にしかも、効果的に行われているかどうかということ審査するのが大きな目的であり、役目であります。

監査委員は、ご存知だと思いますが、専門的な立場で帳簿を照合し、法令に違反していないか。また、不当な支出がないかどうか。細部に渡って審査している訳でございます。月例の報告というものも、皆さんに渡っておりますが、あれがそうですが。

従いまして我々議会はですね、この監査委員の審査を反復する必要は無いと思いますので、監査委員の審査を信頼してですね、議会に提出された監査委員の指摘事項。それを足がかりにしてですね、予算執行結果がうまく進んでおるのかどうかということ、重要視すべきだというふうに私自身は考えております。

すなわち、行政上の効果、経済上の効果、町民の福祉向上につながっているのかどうか。また、財政事情の良し悪しですね。などが、監査委員の専門的な立場と異なった、もっと視野の広い、次元の高い所にですね、我々は重点を置いて、そういう所に着眼し、執行者の予算執行ぶりが十分に行われているかどうか、建設的な批判を加えて、これから行っていきたいものだというふうに考えております。

また、決算審査が終わりましたら、論議の内容を取りまとめまして、意見書として町長に提出をします。そして町長は、次年度以降の予算編成や、時には理事者の行政執行ぶりを改める

ように。また、反映させるようにしていただきたいということで、今回、決算審査特別委員会を行いますので、委員の皆さん方のご協力をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上で私の挨拶を兼ねての考え方を述べさせていただきました。

今日は吉田委員さん、ちょっと本州方面で不幸があつてですね、帰りの便が吹雪に遭いまして、今日に間に合わない、今日帰って来れないらしいです。明日辺りになるらしいということで、欠席でございます。吉田さん以外の議員さん皆さん、ご出席いただきましたこと、心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

次に、本日の委員会の日程について、事務局長の方から説明をさせていただきたいと思います。局長、よろしくお願ひします。

事務局長(山崎宏一君) 皆さん、今日お手元にですね、レジユメとしてお渡ししてございますが、これについては後ほどご説明をさせていただきますが、レジユメの冒頭に、審査方法及び審査日程等についてということの、議題で今日は内部の委員会のこれらの進める内容・日程等についてですね、協議いただきたいと思っております。

従いまして時間的には、委員長ともちょっと話しておりましたが、午前中には終わらせたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

日程等については後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

委員長(加藤正恭君) いいですね。はい。よろしゅうございます。

ではちょっと、参考資料としていろいろ審査に入る前にですね、局長の方で、私が述べたようなことも書いてあるようですが、決算審査の着眼点等もありますので、それらについて、説明をしていただきたいと思います。

事務局長(山崎宏一君) それでは私の方からですね、一枚めくっていただいて、参考資料という形で抜粋してございますが、これは委員長の方も先ほどのご挨拶の中にも重複いたしますけれども、まずこれ地方自治法の96条に議決事件、議会の議決する事件が掲げてございまして、それで96条の3項、ちょっと太い字で書いておりますけれども、決算を認定すること。これは議会の議決事件でございまして、これに基づいて決算を行うということになります。

あと、その他の下の方はちょっと、これは飛びますけれども、次のページになりますけれども、次、裏ですね。ここの、これも地方自治法の233条を決算という条項がございまして。ここの3項、3ですね、普通地方公共団体の長は、これ長というのは町長ということでご理解いただきたいと思います。長は前項の規定により、監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、次の通常予算を議する会議までに、議会の認定に付さなければならない。

これは、基本のご承知のとおり、6月議会で実は、議会の上へ上がってきたのですが、例の解散という形で、これが廃案に一応なりましてね、その後選挙が終わりました11月の臨時議会で、再度このことが付されました。

従って議会としては、上がってきている分についての、さっき委員長の話にございましたように、決算特別委員会を設置して、認定をするということにつながっていきます。

それと5番目、5項なのですけど、これは書類の関係。2段目にですね、主要な施策の成果を説明する書類、その他政令で定める書類を合わせて提出ということになってございます。で、後ほど説明いたしますけれども、主要成果説明書というのが、厚い本で出てきておりますけれども、その他決算書ですね。うちの場合は各会計、また病院・水道という形で、各それぞれの決算書が出てきております。それに添付する形で、2番、3番の実質収支に関する調書、財産に関する調書、併せて出てきております。

これらが今回の決算に当たっての、根拠法令ということになります。

それと、次のページに決算審査の着眼点ということで、書いてございますけれども、これも先ほど委員長の方で、ご挨拶の中に出てきておりますので、重複するかというふうに思いますけれども、まず監査委員の方の審査については、1から4まで、簡単に書いてございます。こういう形でされておまして、それを今度議会の方の審査ということになります。

それでまず大きくですね、5点ほどに分けております。これも主なものです。

まず、基本的に当初予算だとか、補正予算の議決の趣旨に沿って、執行されたかどうかということになります。

これが当初予算とですね、変わってきているなんてことにもあるのかどうか。そういうのは普通基本的にはないと思いますけれども、こういうことの趣旨に沿ってされているかどうかということです。

次に、事務事業の執行がどのように効果が上がり、それが住民の福祉に寄与されているかどうかということ。また、そのことが次年度予算に反映されているのかどうかということでございます。

3番目が、収入金の未収金がないかどうか。本来、収入の予定してございましたけれども、未収金があるのかどうか。その辺の審査。

それと4番目が、予算の執行に当たって、多額の執行残が出ていないかどうか。本来これを執行するという予定だったものが執行されないで、執行残が残っていないかどうかということですね。

その場合、右の方に括弧書きで書いておりますけれども、その原因は何であったのかと。あるとすればですね。そういうことに着眼をしていただきたいと。

それと、5番目になりますけれども、監査委員及び議会が指摘した事項について、改善がなされているかどうかということで、1番最後のページ、実は去年のですね、決算特別委員会の報告書を参考までに添付してございます。

これは、議会のこの特別委員会が意見として指摘してる事項もでございます。結局このことですね、改善されているのかどうかということもですね、あるものですから、去年のを参考までに添付をさせていただいております。

等々、行政の投資効果を図るのがねらいになっております。こういう視点で、審査をしていただきたいということでございます。

それと、引き続いてよろしいでしょうかね。

委員長(加藤正恭君) はい、どうぞ。いいです。

事務局長(山崎宏一君) 次のペ - ジの裏になりますけれども、審査日程の概要ということで、右の方に実は審査日程表ということで、これ事務局の方ですね、あらかじめ例年案としてですね、こういう形で進ませていただいているものですから、今回も1月の28日から、2月の3日までということで、正味5日間になりますけれども、この日程で案を作らせていただいております。

それでまた前に戻りますが、まずですね、表を見ながらちょっと、説明をしたいのですけれども、まず1番目、監査委員より決算審査意見の説明を受けるということで、先般の議会でも認定第1号というのがありますけれども、これにですね、監査委員のですね、意見が載っております。いろいろなですね。数字的にもございますし、文章的にも監査委員の方の立場での意見が載っております。

この意見をですね、監査委員の立場でここへ来ていただいて、監査委員として監査をした結果、もちろん書いてございますけれども、書いている部分、また口頭で追加する部分。これをですね、ご説明を受ける予定になっております。

それが、28日の10時から11時までと。右の方に表がありまして、1番上ですね。ここで説明を受けて、説明後に各委員さんから、このことに対して監査に対してですね、質疑を行うということになります。

2番目が、課単位毎に、主要施策等成果説明書を中心に質疑しますと。実はまたこの、これも皆さんのところに、厚いものなのですけれども、行っていると思いますけれども、主要施策等成果説明書と。これですね、これさっき言ったように、これも町の方から監査、監査の方から議会という形で、各詳細に出しております。

基本的にはこれに基づいてやります。実質的にはですね、この決算書、皆さん、これはですね、本当の数字のですね、羅列だけなのですね。これ、数字の羅列だけなものですから、なかなかこれでは分かりにくい部分があります。

それで、基本的にはこちらの主要施策説明書、こっちの方を中心にですね、これにはもう具体的にその各予算の概要ですね、こういうことにいくら使っていますよということで全部書いてありますので、こっちを中心に進めたいというふうに思います。

それで、3番目の全課終了後に必要に応じ、助役・教育長に対する質疑、総括として考えております。

それで、2番・3番、関連ございますけれども、今回たまたまですね、例年この決算の審査については10月から11月に実は実施しておりますが、今回先ほど言ったように、議会の解散等がございまして、やむなくこの1月・2月に延びております。

ですから、例年は10月・11月にやる予定になっております。従って、たまたまこの1月の28からですね、この2月の初旬までは、ご承知だと思いますけれども町の方もですね、新

年度予算のですね、編成時期なのですね。

そんなこともございまして、この日程表もですね、この主要施策、議会費・総務費・民生費という形でこう、各款ごとに全部ずっと各課行ければ一番良いのですけれども、今言ったようにちょうどその予算時期で、例えば財政課なんかですね、後から話しますがもう、2日の日にこう、本当は冒頭にできれば一番良いのですけれども、予算査定だとかそういうことがあって、なかなか財政課、各課、全課にまたがる予算査定なものですから、そんなことでちょっと財政課が前後したりですね、そういうことをちょっと配慮しなきゃならんかなということで、先般実は課長会議にもこのことを話させていただいて、各課長からあらかじめ、例年の日程のとおり支障があるのであれば申し出てくださいという話をさせていただいております。

そんなことで、たまたま今の時点では財政課だとか、企画課なんかもですね、事業費の関係があったりなんかして、なかなかこの予定通りに行かない部分があるものですから、前後しております。

そんなことも一つですね、今回、今年の分については、ご了承いただきたいなというふうに思っております。併せて、3番目の助役・教育長に対する質疑。これもですね、今まではこの助役が担当する部署、例えば二人の助役がおりますので、それぞれ担当する部署が決まっておりますね、ですから28日ですと上から税務課・総務課・生活環境・行革・町民サービスと。これは三國谷助役の担当なのですよ。その時に助役が出てきていただいてという、実はやり方もしておったのですが、今回、さっき言ったように、予算がずっとこの1月の下旬から2月にかけて、理事者査定が入るものですからね、今回そういうちょっと日程が、できれば3番にあるように最終日、最終日にまとめてですね、助役・教育長に総括としてお聞きする部分、これをピックアップしておきましてね、その都度じゃなくて、まとめてやっていただければというようなこともあったものですから、その辺を配慮して、今回はそれぞれの日程の中には助役・教育長の出席はしていただかないで、最終的なまとめの前の総括で、出てきていただいたらなというふうなことで、今回日程表を作成してございます。

それと、また前に戻りますが、委員会として各会計・決算認定・報告の可否。これはさっき言ったその認定するかしないかということになります。この辺のことも、最終的に最終日になりますけれども、認定・報告の可否をしなきゃならないと。

それと5番目、委員会としてのまとめ。これは審査意見等の作成ということになって、6番目にこれ、関連と言うか同じなのですが、3月定例会にこの審査結果をですね、委員会として報告をしなきゃならないということに。

それに、5番目のこの委員会としての意見を付けてということになります。さっき言ったように、昨年度のものも参考までに付けてございますが、こういう、内容は当然変わってくると思いますけれども、こういうような内容の意見を付けて、3月定例会に報告という形になります。

それと、次、審査に必要な書類等ということで、28日からはですね、この決算書。これ9

月にお渡しされていると思いますが、この決算書ですね。この決算書。それと、厚い主要成果説明書ですね。それと、監査の方の認定。これ監査意見の意見とか付いておりますけれども、これですね。だから3種類ということになります。

決算書が3冊、主要成果が1冊、それから認定、議案として出てきております、認定第1号から3号までございますけれども、報告も全部付いておりますが、この3種類がですね、必要になります。

9月の定例会ですね。9月の定例会で配布された、議案関係になります。

それと、実はですね、この審査をやっていく中で審査に必要な資料の要求。委員会として審議する場合に、関係課にですね、あらかじめこういう資料を提出してくださいというのがですね、必要であればですね、その資料の要求をしなきゃならないと。委員会として。

で、ここにさっき言ったようにその、主要成果の中にもね、かなり具体的には書いているのですよ。だけでもこれ以外のことで、いろいろ議論する中で、資料が必要だということであればですね、資料の要求もしなきゃならないと。委員会として。

その場合ですね、基本的には事前にですね、事前にこの28日の始まる前にですね、資料要求しておかないと、この審査に間に合わないわけですね。

ですから、日にちを切りますと、今日15ですから、28から始まりますのでね。ですから、20日か21日ぐらいまでに、こういう資料が必要ですよというのがあればですね、事務局の方に言ってきていただいて、事務局の方から今度、各担当課にね、決算の審査に当たってこういう資料を揃えてくださいという、要求をしなきゃならないものですから、その辺ですね、ちょっと日にちがないのですけれども、20日か21日ぐらいまでに、こういう内容の資料を要求したいということであれば、それは委員会としてそれを取り上げるということ、まとめさせていただきます、それを町側に要求すると。

物によっては、28日全部揃うということにはならない部分がございます。その資料の内容によって時間がかかる部分と、また28からずっと日にちが3日まで予定しておりますけれども、その間に出てくるという、併せてですね。そういうこともございます。

そんなことで、できれば20日か21日ぐらいまでに、日にちはこれ、決めておきたいのですけれども、要求いただいて、28日に間に合うような格好にしたいというふうに思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、参考ということで先ほど話しました、昨年度の決算の報告書、委員会の方の報告書を添付してございます。

それで、いよいよ日程に右側の方の一覧表に入る訳ですけれども、一応ですね、例年大体5日間位かけてやってございます。それで、各課単位でやってございます。で、参考までに話しますと、予算の方はですね、これも特別委員会これ全員でやるのですけれども、これは、この予算書ですね、これは決算書なのですけれども、これ予算書としては、予算書の科目毎にこれずっとやっているのですよね。予算は。と言うのは、担当課長とか全部あそこに入ってい

るものですから、この流れで全部一度にできるのですけれども、決算は、方法としては、そういう方法もありますけれども、うちの場合は、各担当課毎にやっております。

それで、ここに書いてありますとおり、各担当課毎に一応時間設定をして、そして担当課長、また、ものによっては係長に出てきていただいて、質疑をしていただくということになります。

それで、おおざっぱに話しますが、先ほど話したように1日目の冒頭は、10時から1時間程度、代表監査委員。それと宗像監査委員も出てきますが、監査としての意見、説明、質疑をいただく。

その以下、先程も話したとおり、決算書のとおりずっと進めばいいのですが、先程来話しているとおり、町の方の予算査定の方の関係があったものですから、その辺はちょっと配慮させていただいております。

従って、前後なりますが1日目が28日が、税務から始まって町民サービス課までと。基本的には大体1時間位を予定してございます。それと29日が健康福祉課から始まりまして、産業経済課。産業経済課の方は、けっこう多いものですから、1時間半位見させていただいております。

あと30日、3日目となりますが、これも基本的には1時間ということ設定なのですけれども、町民サービス課の方が、……。失礼。ちょっと言い方悪いです。午前中はですね、ここで、午前午後、この日は全部の特別会計、これをまとめてみました。ですから、だぶる部分ですね。町民サービス課が、1日目28日にあるのですが、これは、30日も出てくると。

これが、ここ30日は全部ですね、特別会計をまとめさせていただいております。

一部ですね、町立病院・水道ということで、企業会計はもちろん入っておりますけれども、この一日の中でということで、午前中は国保・老保・介護・母援・老人ホームと。で、午後からは、下水・工業団地・臨海部・港湾・学校・国保・町立病院・水道という形になります。

2日になりますけれども、これもだいたい1時間を目途に配分してございます。さっき言ったように、財政課は本来1日目という方が、全般的なこともあるものですから、好ましいのですが、先ほどから言っていますとおり、予算査定の方の関係で配慮させていただいております。

あと、以下、社会教育課・議会事務局までということになります。

それで、だいたい各課の部分がそれぞれ終わりますが、当然基本的には1時間から1時間半、課によっては30分というのを見ておりますけれども、これの審査の結果、遅れたりなんかというのは当然ありますので、これは各課にもですね、その辺は融通的に時間が早まったり遅れたりというのは、事前に議会の方からご案内をして、その辺融通的に取り扱っていただくということにしております。

3日、最終日となりますが、先ほど話したとおり、午前中の時間しか書いておりませんが、ものによっては午後からもでもよろしいかと思っておりますけれども、助役・教育長に総括的な部分をお聞きする項目。ものによっては事前にですね、助役・教育長に示して、当日ご回答をいただくというようなことにもしなきゃならないかもしれませんが、その辺のこともあろうか

と思います。

それと、最終的な特別委員会としてのまとめ、これがございます。

そんな形で、この4日半、5日間になりますけれども、そういう形で一応組まさせていただきます。

それとですね、委員長ちょっと。実はですね、この主要成果説明書ですね、実は今までですね、やっぱりやらないだりだったのですけれども、各担当課長がですね、自分のところのこれに基づいてこういう内容ですよというのを、主なところを説明させていただいていた部分があるのですよ。事前に。事前にということは、冒頭にですね。各課の冒頭に。

それ結構ね、10分程度って話なのだけれども、なかなか終わらないのです。それで、かなりの時間を要するところもあったりしてですね、なかなか予定どおりいかないという部分があるものですから、それで今回は、これはちょっと省かせていただいております。この時間の中には。と言うのは、あくまでも前提として、これは議員さん方が事前に目を通してきていただくという前提の中で、各課の、これももちろん書いてあることしか言わないのですけれども、主なものをこういうことです、ああいうことですから、これに基づいてただ言うだけなのですよね。極端に言いますと。

それは、前提として議員さん方が目を通してきていただくということで、時間の短縮をですね、図りながら、ということで今回この1時間というのは、正味質疑の1時間ということでご理解いただければなど。

今まではこの1時間の中にこの10分、15分というのが入っていたのですよ。だから、どうしても審議がこう、やっていきますと時間がずれてずれてってということになっちゃうものですから、そんな形で今回は正味1時間ということで、設定をさせていただいておりますので、その辺もお含みいただければなというふうに思います。

雑駁なのですけれども、だいたいそういう形でちょっと今回、変則的なのですけれども、案としてやらせていただいております。

委員長(加藤正恭君) 今、事務局長から決算審査の進め方と、一部内容のことについての説明がありました。委員さんの中でこの点はどうかというような点がありましたら、どうぞ。聞いてください。

今の最後の方で、この10分くらい各課の項目についての説明をしないで、すぐ何ページから入りますと、こういうふうにして、そのためには各委員さん前もって、勉強するって言ったら失礼ですけれども、目を通して、質問事項をチェックしておくというふうになれば、説明をしなくても良いのかなという気はするのですが、これはどうなんだ、こうなんだって今度聞くことに時間がかかっていたら、今度中身が進まなくなってしまう面もあるのだけれども、その辺りどうですか、各委員さん。

各課長とか担当課の説明はなしにして、すぐその本題に入ると。ここはどうなんだ、ここはどうなんだというふうな質問に入ってしまう。説明を聞かないですね。

今までは、過去は10分くらい説明をして、後の残り時間を質疑に充てたと、こう言うのだけれども、それで時間がなくなっちゃうと。1時間なら1時間がなくなると。

全部が全部説明で終わるわけじゃないにしても、その辺り、各委員さんはどのように。そういうふうにしていいですか。そういう進め方でよろしゅうございますか。

はい、どうぞ。鈴木委員どうぞ。

委員(鈴木宏征君) 局長がおっしゃったように、説明の内容がね、これに沿ったような内容で終わっているのであれば、それは事前に私たちが読んでくれば、それで済むことですから、そういう説明であれば今の方法がいいんじゃないですか。

質疑に入った方が、質疑の時間が長くなるわけですから。それでいいと思いますよ。

委員長(加藤正恭君) そういう意見があるのだけれども、そういう進め方でよろしいですか。他に。はい、どうぞ。

委員(谷内 勉君) 今回の決算委員会は新人の議員が多いのですが、これについてね、本当の今言ったそのポイントだけを説明すると言うか、その程度のことはできないでしょうかね。

委員長(加藤正恭君) その程度の説明が、必要であればと。

委員(谷内 勉君) はい。だから10分なら10分と、そういう時間は設けなくてもいいです。ここだけはやっぱりちょっと、言っておきたいというようなことがありましたら、それをここと説明してもらって、それに対すると言うか。

委員長(加藤正恭君) そういう部分がなければ、しなくてもいいという考え方もあるとね。なるほど。

委員(谷内 勉君) ええ、そういうことなのです。

委員長(加藤正恭君) そういう意見があるのだけれども。

他に、どなたか。今の谷内委員の考え方なのだけれども。

小西委員、どうですか。

委員(小西秀延君) 各課によって違うと思うので、課長さんから、谷内委員が言われたように、ここは説明しておきたいところがあれば、そうしていただいて、あと事前に僕らができるところがあるのであれば、そちらで済ませた方が効率的だというふうに私は思います。

委員長(加藤正恭君) 時間の短縮にもなると。はい。

そういうご意見もあるのですが、他に。

土屋委員、どうですか。何か、ご意見があれば。

委員(土屋かづよ君) 実際にもう、28日までの間にどれだけのことが私たちにはこう、吸収できるかという部分で、若干だけ時間はやっぱりいただきたいなと思うのですけれども、先ほど谷内委員がおっしゃったような形で、行われてもいいと思うのですけれども。

委員長(加藤正恭君) そういう意見ね。

この日程表を見ると、ページ、例えば税務課であれば36ページ、38ページ、39ページとか。こう、書いていますね。

ですから、これを見て、前もって各委員さんがチェックしておく。ね。そういうふうにして、お聞きしたい部分を自分なりに考えておいていただくと。そういうことが一つありますね。

その他に、各課によっては違うのだろうけれども、前もって説明しておきたいところがありますという各課長がおれば、そのときはその時間を設けると。こういうような進め方でいきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長(加藤正恭君) 熊谷委員、何かありますか。

委員(熊谷雅史君) いいえ。

委員長(加藤正恭君) 副委員長どうですか。

副委員長(氏家裕治君) 僕はいいと思います。

委員長(加藤正恭君) いいですか、はい。

じゃ、そういうことで、1時間なり1時間半なりの間にですね、各課に、課長に申しおいていただいて、なければ各委員さんはそれぞれページごとに勉強しておきますから。

あればぜひ、5分なり10分なりの範囲内でやってもらうということを、前もって申し伝えておいていただきたいと思います。

それから、先ほど局長から言われた各決算の中での資料の提出ですね。一応21日ころまでというふうになっているのですが、各委員さん、それぞれこの各ページごとに見て行って、こういう資料が必要だな、私は欲しいなというときには、電話でもですね、事務局の方に必要なものを、21日までってきちっといかなくても、まあ21日か22日まで、なるべく早くですね、申し込んでおいていただければ、その分だけ資料として各課で用意させておきますと。

例えば、調べているうちにすぐコピーできるものがあればですね、担当の者に言って、すぐコピーしてもらおうということもあると思うのですよね。

だけど、別に資料を作らなきゃだめだという場合は、さっき局長が説明したようなことをやらなければ、当日言ってすぐコピーはできませんよというようなことになるので、向こうにある資料をコピーするのであればいいのだけれども、新たに決算用として作るというようなことになると、前もって言うておいてもらわなければ間に合わない。こういうことでございますので、ぜひ必要な書類があったら、事務局の方に、各委員さんは連絡しておいていただきたいと思います。

よろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長(加藤正恭君) その他に何か、ありますか。

局長のいろいろな説明の中で、こういうところはどうなのだというようなところがありましたら、言うていただきたいと思います。

初めての方がほとんどだから。4人初めてだものね。鈴木君こそは、一応前は答弁する方だったから、多少分かるのだけれど、今度委員というのは初めてだから、僕と熊谷委員以外は全

部新人だからね。初めてでしょう。だから、大変だろうと思うのです。

その辺り、リードはできるだけしていきたいとは思いますが、遠慮なく言ってください。

事務局長(山崎宏一君) 委員長、一つだけ付け加えさせていただいてよろしいでしょうか。

委員長(加藤正恭君) はい、どうぞ。

事務局長(山崎宏一君) 日程表のですね、各課の何費何費って右側の方にページが書いていますね。このページはですね、決算書じゃなくて、主要成果説明書、こっちの方のページですから。

これで、ここにですね、全部ですね、漏れていないと思いますけれども、何課の何係まで全部これ入っていますからここに。ですから、例えば税務課ですと、下の総務費で36、38から36、そこを開いていただければ、税務関係のこの実施した事務事業が載っております。

そういうことですから。見方はですね。

委員長(加藤正恭君) あの、黄色い付箋、あれ皆さんに配布しておいたらどうだい。後で。

事務局長(山崎宏一君) ええ、それはやります。

それともう1件。この主要施策の方ではですね、さっき言った未収金が、予算の執行に当たって多額の執行額が出ていないかどうかというのは、これで分かりません。こっちでは。これは決算書の方を見ていただかなければ。

ですから、何でこの未収金というのは、こっちでは分かりませんから。この決算書の差引きの中にですね、不要額という、支出を出すと不要額という欄がありますけれども、ここを見なければですね、例えば1千万円予算見てね、5百万円も残っているというのは、こっちの決算書を見なきゃ出てきませんから。

こっちはやった事業の内容だけですから。そういう見方をちょっとしていただければなと思います。

委員長(加藤正恭君) それから、先ほど局長の説明があったのですが、助役さんと教育長の問題ね。

本来は、こういう予算の編成時期でなければ、各担当助役と一緒に課長と付いて、皆さんの質問に答えると。課長が答えられないものもあるのですよ。助役・町長でなければって、私の段階では答弁できないものもあるかもしれない。

それで、助役も町長も、本当はいてほしいということなのだけれども、そういう状態には現在ないものだから、一番最後の日に、助役と教育長。でき得れば、私も先ほど事務局長に言ったのですが、町長もね、出てもらえればと。おられればね。

従って、前もってですね、町長・助役・教育長に聞くような問題については、各委員さんもピックアップしてもらいたい。質問事項をですね、ピックアップしておいてもらって、そして、あれば呼ぶし、なければ別に呼ぶ必要はないのですけれども、ないとは考えられないので、必ず何かかにか、課長の段階では説明されてもよく分からないと。助役・町長の話も聞きたいと

ということが、数出てくると思いますので。

それらは、その場で聞けばいいのですけれども、一番最後の日になるものですから、それはまとめて別にピックアップしておいていただければありがたいと。

そして、先ほども局長が申しておりましたけれども、前もって。前もって、例えば町長にこういうことを聞きたいので、当日まで返事を持ってきてもらうというようなこともあればですね、そういうことがあれば、申し出ておいていただければ、ありがたいと。

そのように審議の中で、そういうものを頭に置きながら、審査をしていただければありがたいなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

他に何か、どうでしょう。こういうことはどうですかというような部分があれば。

だいたいひと通り、局長の説明でご理解いただきましたかな。

1時間ね。1時間という時間じゃ短いな。

ちょっと、休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

委員長(加藤正恭君) それでは休憩を閉じて、また特別委員会を再開しますが、他に、どうでしょう。進め方について。

だいたいよろしゅうございましょうか。

企業会計・特別会計を1月30日に午前と午後に分けて、こうまとめてあるのだけれども。これは、いつかはやらなきゃならないのだけれども。この辺りはどうですか。

やってみなきゃ分からない部分が大分ね。審議して、テーブルに乗ってからでなければ、分からない部分が多々あるのだらうと思いますのでね。ここで今、なかなか言えないのかもしれない。

なければ今日の日程は一応終了するのですが。お昼までと言ったのが1時間で終わっちゃった。

よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長(加藤正恭君) いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

散会の宣告

委員長(加藤正恭君) それでは今日の委員会を、この辺で閉じたいと思います。

1月28日からの委員会にはぜひ、ご協力のほどよろしくお願いいたしたいと思います。では、終わります。

(午前10時58分)